

国 不 建 第 2 3 8 号  
令 和 4 年 8 月 1 5 日

各建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）

今般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示」（令和4年国土交通省告示第224号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部を改正することとしたので、下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、令和5年1月1日から適用する。

ただし、Iの2の（1）のロの①の改正については、発出の日から適用する。

以上